

大津市飲用井戸等衛生対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、有害物質による地下水汚染等がみられることから、飲用水を供給する井戸等の給水施設(以下「飲用井戸等」という。)の適正な管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び飲用に関する指導事項を定めることにより、飲用井戸等の総合的な衛生確保を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 飲用井戸等の衛生確保は、飲用井戸等を設置しようとする者又は飲用井戸等の設置者若しくは管理者(以下「設置者等」という。)が自らの責任において実施するものとする。

2 市は、飲用井戸等の管理における衛生確保が図られるよう設置者等に対し、適正な管理の指導・助言を行うものとする。

(対象施設)

第3条 この要綱において対象とする飲用井戸等は、次の施設をいう。ただし、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に規定する水道事業の用に供する水道、専用水道、簡易専用水道及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に規定する特定建築物の給水設備を除く。

(1) 一般飲用井戸

個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。)

(2) 業務用飲用井戸

官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所等に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設(導管等を含む。)

(3) 小規模貯水槽水道等

水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽水道及びその他の水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模貯水槽を有する施設

(清潔の保持)

第4条 設置者等は、次の事項について、自ら適正な管理に努めなければならない。

(1) 飲用井戸等を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

(2) 飲用井戸等及びその周辺にみだりに人や動物が入らないように適切な措置を講じること。

(3) 飲用井戸等の構造(井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸の蓋、水槽等)及び井戸周辺の点検を定期的に行い、汚染源に対する防護措置を講じるとともに、清潔保持に努めること。

(4) 小規模貯水槽水道等にあつては、定期的に貯水槽の損傷等の有無について点検を行うとともに貯水槽の清掃を毎年 1 回以上行うこと。

(給水(使用)開始前の検査)

第5条 設置者等は、飲用井戸等の使用を開始する前に、水道法第 4 条の規定に基づき定められた水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)の表の上欄に掲げる事項(以下「水質基準項目」という。)に準じた検査(以下「水質基準項目検査」という。)を行い、これに適合することを確認するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める項目に係る検査を省略することができる。

(1) 消毒を行っていない場合又は周辺の地下水等から消毒副生成物が検出されていない場合にあつては、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム及びホルムアルデヒドの項目

(2) 湖沼等の停滞水を水源としていない場合にあつては、(4S,4aS,8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名ジェオスミン)及び 1,2,7,7-テトラメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)の項目

2 前項の規定にかかわらず、小規模貯水槽水道等にあつては、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素に関する水質検査を行うことにより、水質基準項目検査を省略することができる。

(定期の検査)

第6条 設置者等は、次の項目の水質検査等を毎年1回以上行うものとする。

- (1) 水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH 値、味、臭気、色度、濁度並びに鉄及びその化合物
- (2) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)その他の水質基準項目のうち、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目
- (3) 小規模貯水槽水道等にあつては、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素並びに施設の外観検査等

(臨時の検査)

第7条 設置者等は、飲用井戸等から給水される水に異常を認めるときは、速やかに必要な項目について水質検査を行うものとする。

2 設置者等は、前条の規定にかかわらず、前回の水質基準項目検査時から5年を経過したとき、飲用井戸等の周辺環境が大きく変化したとき、その他臨時の検査が必要と認められるときには、第5条の規定に準じて、水質基準項目検査を実施するものとする。

(水質検査機関)

第8条 設置者等は、水質検査を他の者に依頼して行う場合には、次の検査機関で行うものとする。

- (1) 水道法第20条第3項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者
- (2) 水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項に規定する建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者

(水質検査結果の保存)

第9条 設置者等は、水質検査を行ったときは、その結果を5年間保存するものとする。

(汚染が判明した場合の措置)

第10条 設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、その旨を利用者へ周知するとともに保健所に連絡し、指導を受けるものとする。

2 設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有機溶剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)その他の有害物質が水質基準以下であっても検出された場合には、保健所に連絡し、指導を受けるものとする。

(指導・助言等)

第11条 市は、設置者等及び飲用井戸等の利用者に対し、次の事項について、指導・助言を行うとともに正しい知識の普及や情報の提供に努めるものとする。

- (1) 第4条から第9条までの規定に基づいた飲用井戸等の適正な維持管理に関すること
- (2) 前条の規定に基づき設置者等から通報があった場合の飲用指導に関する次の事項
 - ア 給水の停止、飲用の中止
 - イ 水道への切替え、水源の変更、適正な浄水方法
 - ウ 有機溶剤、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)その他の有害物質が検出された場合の水質検査の実施
 - エ その他必要な措置

2 市は、設置者等及び飲用井戸等の利用者に対し、健康被害が認められる場合は、保健指導を実施するものとする。

3 市は、設置者等及び飲用井戸等の利用者に対し、地下水・土壌調査等により汚染が判明した場合は、別に定める「大津市地下水・土壌調査等に基づく飲用指導要領」に基づき飲用指導等の措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。